## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第３３３号**
愛知県岩倉市稲荷町樋先17番地　パークハイツ103号
債務者　板谷あかね（旧姓礒部）
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第４７号**
滋賀県長浜市四ツ塚町164―12、住民票上の住所滋賀県長浜市大辰巳町７番地１
債務者　川俣　竜也
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２２年（フ）第５１号**
滋賀県長浜市加田町1405番地
債務者　谷ノ上　厚
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２２年（フ）第３４３２号**
大阪府摂津市千里丘東５丁目19番20―105号
債務者　坪井　弘美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３９６５号**
大阪府茨木市春日５丁目２番34号
債務者　安藤　恵子（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４１３８号**
大阪府四條畷市中野新町12番39号第三シャルマン四条畷301
債務者　久保喜久子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４６３１号**
大阪府四條畷市岡山東３丁目５番63―603号
債務者　工藤　雅康
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４９２０号**
大阪市住吉区苅田10丁目８番15号
債務者　本間二美雄
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５３４６号**
大阪府門真市向島町６番６―501号
債務者　田村千代子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５５９０号**
大阪市西成区橘１丁目３番９号アメック梶谷601号
債務者　山下　博之
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５６１３号**
大阪市住吉区苅田10丁目７番22―508号
債務者　木下　隆士
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５６９５号**
大阪府大東市諸福６丁目８番29号丸井ハイツ207号
債務者　松本　琴枝
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５７４９号**
大阪府大東市三箇６丁目14番13号
債務者　林　みよ子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５７９８号**
大阪市住吉区我孫子３丁目３番30号グランドハイツカワハラ202号
債務者　橋本トミ子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５８３５号**
大阪市東住吉区矢田４丁目２番９号
債務者　山崎　嘉実
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５８７８号**
大阪府茨木市沢良宜東町13番13号シャンボール茨木403号
債務者　林成敏こと　李　　成敏
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５８８９号**
大阪市城東区古市２丁目１番５―204号
債務者　岩吹　博康
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部